

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（案）に対する意見

2015年（平成27年）3月4日

日本弁護士連合会

厚生労働省が意見募集している「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（案）」に対して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

1 「養育費の確保策」について

「『母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針』の制定案について（概要）」中、「（3）実施する各施策の基本目標について」（以下、「基本目標」という。）においては、「③養育費の確保策」についても引き続き実施するとされているが、当連合会が2013年11月21日に公表した「養育費支払確保及び面会交流支援に関する意見書」（別紙1）の中で提言した施策のうち、「第1の2 実効性のある養育費の支払確保制度」に挙げた、「(1)義務者の収入・勤務先・資産等を調査するための強力な制度」及び「(2)効果的な養育費取立制度及び養育費立替払制度の導入」を付加すべきである。

2 「経済的支援策」について

基本目標においては、「④経済的支援策」についても引き続き実施するとされているが、当連合会は、2013年1月11日に総務省他に宛てて提出した「寡婦控除における非婚母子に対する人権救済申立事件（要望）」（別紙2）のとおり、非婚の母に対して所得税法2条1項30号の定める「寡婦控除」をみなし適用することを要望した。また、2014年1月16日に公表した「『寡婦控除』規定の改正を求める意見書」において、所得税法81条1項（「寡婦（寡夫）控除」）によって所得控除を受けられることのできる「寡婦（寡夫）」の定義を変更し、「婚姻歴のないひとり親」にも適用されるよう、同法2条1項30号及び31号の改正を求めており、国民健康保険料、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等の算定にあたり婚姻歴のある寡婦との差別を解消すべきである。

3 事項の追加について

基本目標に列挙される施策に加え、「就業支援に加え、児童扶養手当をはじめ

とする給付を一層充実させることが必要である」旨の事項を追加すべきである。

第54回人権擁護大会決議「希望社会の実現のため、社会保障のグランドデザイン策定を求める決議」（2011年10月7日付け）でも、当連合会は、この点が急務であることを指摘している。

添付資料

- 添付1 「養育費支払確保及び面会交流支援に関する意見書」（2013年1月21日）
- 添付2 「寡婦控除における非婚母子に対する人権救済申立事件（要望）」（2013年1月11日付け）
- 添付3 「寡婦控除」規定の改正を求める意見書（2014年1月16日付け）
- 添付4 希望社会の実現のため、社会保障のグランドデザイン策定を求める決議（2011年10月7日付け）